

障害者施設における虐待防止等の取り組みに関するアンケート 調査結果

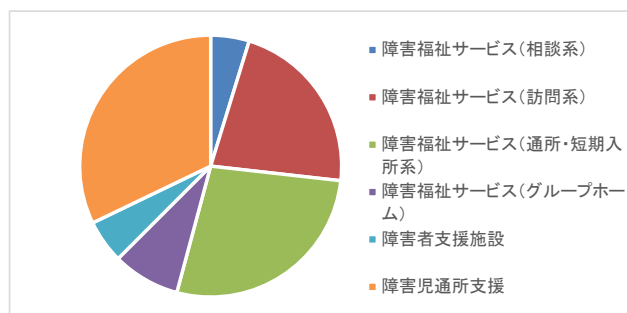
令和4年8月23日から令和4年9月30日までの期間に、西宮市にて実施したアンケートの集計結果を公表します。
今後の事業運営及び虐待の防止、身体拘束等の適正化のための方策の検討にご活用下さい。

【回答事業所について】

1. サービス種別

貴事業所が提供するサービスを選択して下さい。

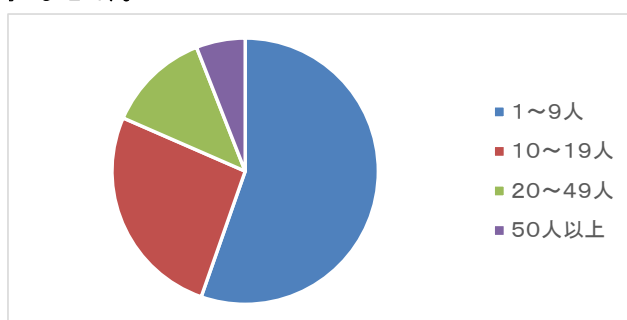
回答	件数	構成比
障害福祉サービス(相談系)	8	4.8%
障害福祉サービス(訪問系)	37	22.0%
障害福祉サービス(通所・短期入所系)	46	27.4%
障害福祉サービス(グループホーム)	14	8.3%
障害者支援施設	9	5.4%
障害児通所支援	54	32.1%
合計	168	100.0%



2. 事業所の職員数

貴事業所の職員数を選択して下さい(職種や雇用形態は問いません)。

回答	件数	構成比
1~9人	93	55.4%
10~19人	44	26.2%
20~49人	21	12.5%
50人以上	10	6.0%
合計	168	100.0%

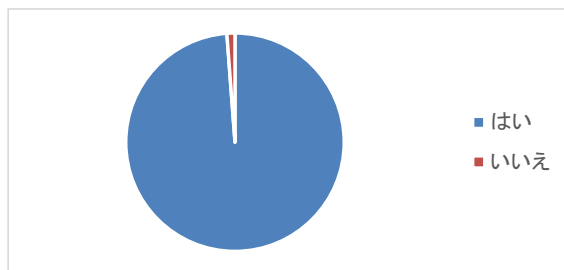


【虐待の防止について】

3. 運営規程

運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載していますか。

回答	件数	構成比
はい	166	98.8%
いいえ	2	1.2%
合計	168	100.0%



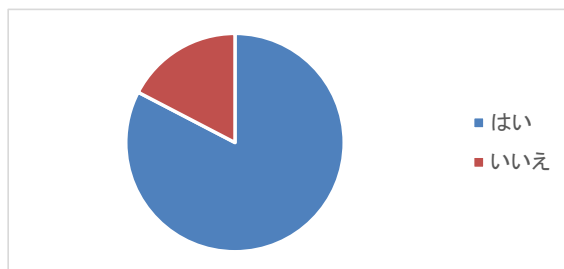
(コメント)

具体的に記載すべき内容は、①虐待の防止に関する責任者の選定、②成年後見制度の利用支援、③苦情解決体制の整備、④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施、⑤虐待防止委員会の設置等に関する事、等とされています。

4. 虐待防止委員会

虐待防止委員会を設置していますか。

回答	件数	構成比
はい	138	82.1%
いいえ	29	17.3%
無回答	1	0.6%
合計	168	100.0%



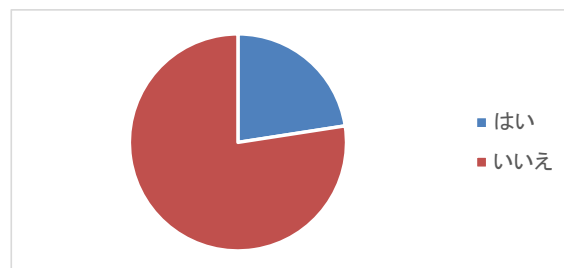
(コメント)

令和4年度以降は、障害福祉サービスの種別に関わらず虐待防止委員会の設置が義務化されています。

5. 虐待防止委員会の構成員

虐待防止委員会の構成員に、職員以外の者も含まれますか。

回答	件数	構成比
はい	37	22.0%
いいえ	127	75.6%
無回答	4	2.4%
合計	168	100.0%



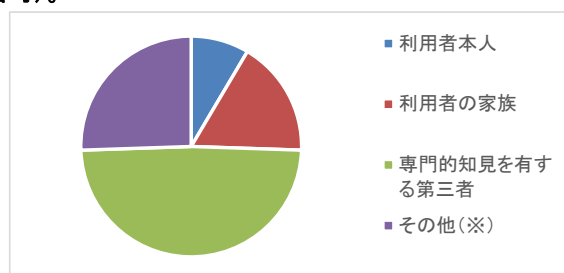
(コメント)

虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。

6. 虐待防止委員会の構成員(職員以外)

(はいの場合)職員以外の構成員を選択してください(複数回答可)。

回答	件数	構成比
利用者本人	4	2.4%
利用者の家族	8	4.8%
専門的知見を有する第三者	23	13.7%
その他(※)	12	7.1%
無回答	131	78.0%
合計	178	-



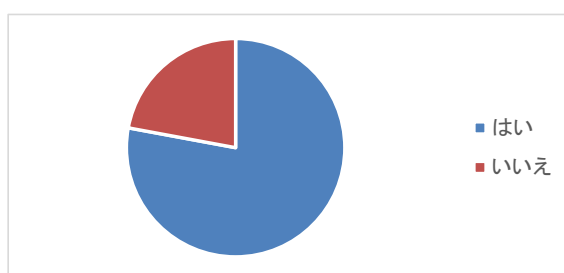
※「その他」の例

第三者委員、職員の親族、元利用者の保護者、元学校教諭、重症心身障がい児の親

7. 虐待防止のための指針

虐待防止のための指針を作成していますか。

回答	件数	構成比
はい	127	75.6%
いいえ	36	21.4%
無回答	5	3.0%
合計	168	100.0%



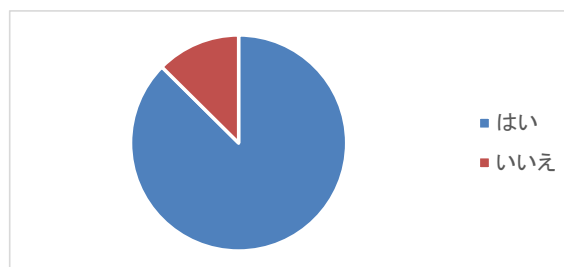
(コメント)

虐待防止のための指針の作成は義務とはされていませんが、事業所における虐待防止の方針を明確にするため、作成することが望ましいです。

8. 虐待防止研修(事業所内)

虐待防止研修(事業所内)を実施していますか。

回答	件数	構成比
はい	146	86.9%
いいえ	21	12.5%
無回答	1	0.6%
合計	168	100.0%



(コメント)

令和4年度以降は、障害福祉サービスの種別に関わらず虐待防止研修の実施が義務化されています。また、研修の実施内容について記録することが必要です。

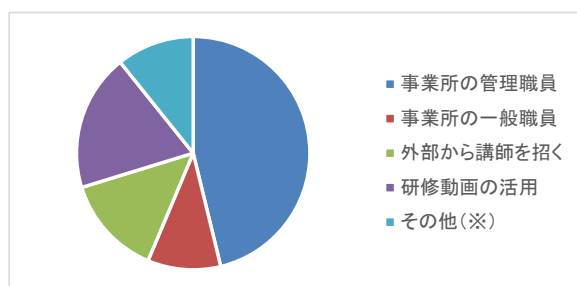
9. 事業所内研修の講師

事業所内研修の講師は誰が行いますか。

回答	件数	構成比
事業所の管理職員	73	43.5%
事業所の一般職員	16	9.5%
外部から講師を招く	22	13.1%
研修動画の活用	30	17.9%
その他(※)	17	10.1%
無回答	10	6.0%
合計	168	100.0%

※「その他」の例

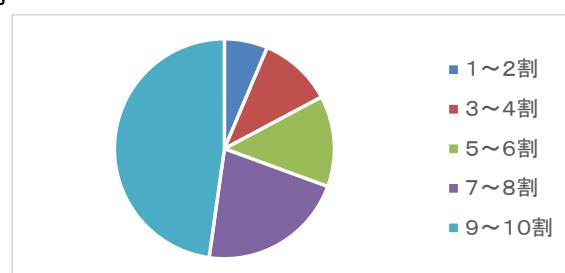
同一法人内の他部署職員、身体拘束検討委員



10. 事業所内研修の参加者の割合

事業所内研修の、おおまかな参加者の割合を選択して下さい。

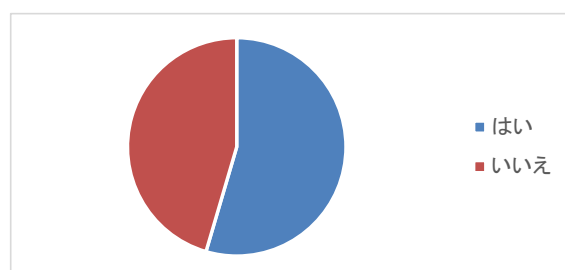
回答	件数	構成比
1～2割	10	6.0%
3～4割	17	10.1%
5～6割	21	12.5%
7～8割	34	20.2%
9～10割	75	44.6%
無回答	11	6.5%
合計	168	100.0%



11. 虐待防止研修(外部)

虐待防止研修(外部)に参加していますか。

回答	件数	構成比
はい	90	53.6%
いいえ	75	44.6%
無回答	3	1.8%
合計	168	100.0%



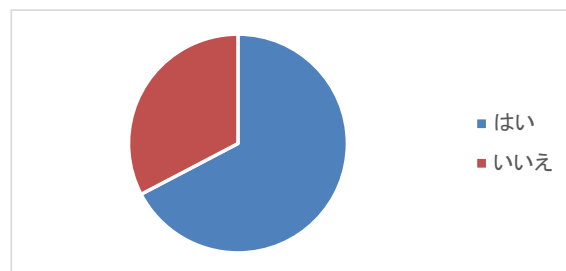
(コメント)

外部機関が実施する研修に参加することにより、事業所内で行っている支援が妥当であるか改めて振り返る機会ともなりますので、積極的に参加いただくことが望ましいです。

12. 外部研修の共有

外部研修で学んだ内容を、他の職員と共有していますか。

回答	件数	構成比
はい	103	61.3%
いいえ	50	29.8%
無回答	15	8.9%
合計	168	100.0%



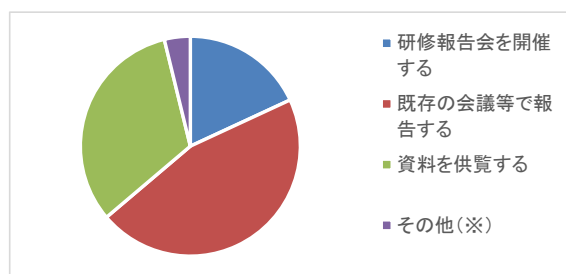
(コメント)

外部研修の参加が一部の職員のみとなる場合、その内容を他の職員とも共有していただく様をお願いします。

13. 外部研修の共有方法

他の職員との共有方法は次のうちどれに当てはまりますか。

回答	件数	構成比
研修報告会を開催する	19	11.3%
既存の会議等で報告する	48	28.6%
資料を供覧する	34	20.2%
その他(※)	4	2.4%
無回答	63	37.5%
合計	168	100.0%



※「その他」の例

常時、ケースに合わせて話し合う

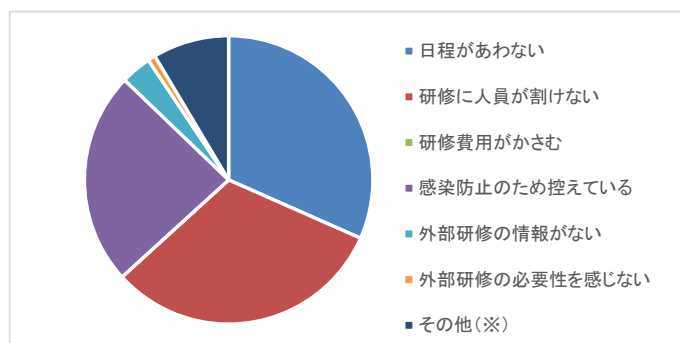
(コメント)

研修資料の供覧だけでなく、実際に研修報告の機会を設けていただくことで、より効果的に研修内容の共有ができると考えられます。

14. 外部研修に参加しない理由

外部研修に参加しない理由はありますか。

回答	件数	構成比
日程があわない	37	22.0%
研修に人員が割けない	37	22.0%
研修費用がかさむ	0	0.0%
感染防止のため控えている	28	16.7%
外部研修の情報がない	4	2.4%
外部研修の必要性を感じない	1	0.6%
その他(※)	10	6.0%
無回答	51	30.4%
合計	168	100.0%



※「その他」の例

研修定員に達して参加できない。

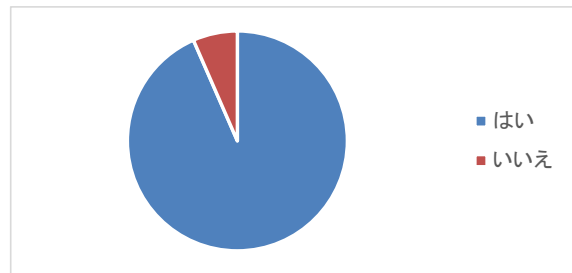
(コメント)

感染症の拡大期においては、Web研修等の活用もご検討下さい。

15. 虐待防止担当者

虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。

回答	件数	構成比
はい	157	93.5%
いいえ	11	6.5%
無回答	0	0.0%
合計	168	100.0%



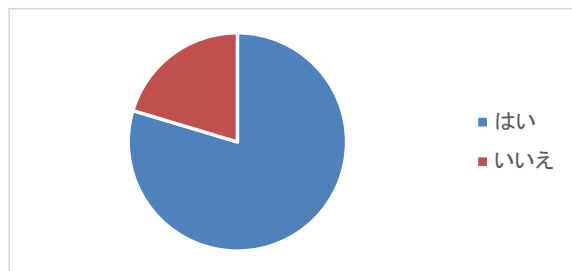
(コメント)

虐待防止担当者には、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等を配置して下さい。

16. 虐待防止マニュアル

虐待防止マニュアルを策定していますか。

回答	件数	構成比
はい	133	79.2%
いいえ	34	20.2%
無回答	1	0.6%
合計	168	100.0%



(コメント)

虐待防止マニュアルの作成は運営基準上は義務ではありませんが、事業所における虐待防止の取り組みが全ての職員に周知され共有されていることが望まれます。

17. 判断に迷った事例(虐待)

虐待防止委員会で検討した中で、判断に迷ったような事例があれば教えて下さい。

内容	サービス種別
家族からの虐待を疑う事例について	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
登録介助者への伝搬の方法に関して	障害福祉サービス(訪問系)
注意と虐待の境界線が不透明	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
職員があだ名やちゃん付で利用者の名前を呼ぶのは虐待になるのか。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
虐待を疑われるご家庭ではない家庭内において怪我をされ通所。家族の説明と怪我の状態が、全否定できないものの、いまいち合致せず、本人も発語能力がないため聞き取り不可。特に通院をしなければならない程ではなく、痣がある程度。そのような場合でも、1%の可能性として市へ報告すべきか。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
作業所内の利用者さんとのやり取りの中で、親しさがゆえの言動で他の利用者さんに誤解を招く言動に関して、どう改善していくか迷っています。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
他害行為を行った時の対応	障害児通所支援
家族からの虐待疑いや利用者就業先からの虐待疑いについて	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者さんの家庭内で、利用者さんの意思で玄関の鍵を開ける事が出来なくなっていた。 利用者さんの家庭内で、家族が力づくの対応をされており、利用者さんの精神状態が著しく不安定になってしまった。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
委員会を整備する中で、義務として行うべき事がわかりにくい。たとえば、職員の労働環境を把握するためのチェックリストが、義務なのかどうか。	障害福祉サービス(相談系)
注意と虐待の境が不鮮明。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者への不適切と思われる対応が虐待にあたるかどうか	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者への不適切と思われる対応が虐待にあたるかどうか	障害福祉サービス(相談系)
利用者に移動を促すが、どうしても動いてもらえない時、職員2人で安全を確認し抱えて移動させる事は虐待になるのか？(事前会議で本人や家族、福祉関係者にこのような内容を伝え了承をえている事例)	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者の障害特性による こだわり行為が他の利用者や近隣の住民への迷惑行為に発展し、その行動を無理に制止すると虐待と誤解される時がある。	障害福祉サービス(グループホーム)
利用者への不適切と思われる対応が虐待にあたるかどうか	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
衝動性、多動性の強いお子さんの危険と思われる行動を制止することは、どこまでが虐待にあたるのか？	障害児通所支援

(コメント)

障害者虐待にあたるか否かのグレーゾーンの事案の判断に苦慮されているケースが多く報告されました。明らかな虐待行為でなくとも、虐待が疑われる事案があった場合には、速やかに市に通報をいただくようお願いいたします。

18. 虐待防止にあたっての課題

虐待防止に取り組むにあたり、課題に思っていることがあれば自由に記載して下さい。

内容	サービス種別
育ってきた環境や家族の成り立ちで虐待に温度差がある。手足をだす暴力は解ってくれても言葉や態度お金食事の提供などは虐待ではないのか？と思っても昔からだと言われたら見守るしかないように思う。	障害福祉サービス(訪問系)
接遇が悪い職員はどう指導してもなかなか改善しない。	障害者支援施設
問題行動や他害行為のあるご利用者への対応や制止の仕方について	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
今のところ、該当事例はないのですが、記録の取り方についての研修や行政からの指導等があればありがたいです。	障害児通所支援
居宅故に、一対一、密室を時間系列でどのように開いた介助を行えるかが課題	障害福祉サービス(訪問系)
本人の意識を変えていく事が重要。	障害福祉サービス(訪問系)
虐待防止委員会、虐待防止マニュアルは法人単位で実施しているので、成人に対するニュアンスが強い。 児童に特化した内容になっていないので、法人単位とは別に実施する必要がある。また、障害特性に応じた専門的支援の知識が、ひいては権利擁護・虐待防止につながる、寄与するという関連性を職員と議論し周知することを持続的に行うためのセルフチェック(法人内でサービスの質と行動規範の自己評価とそれをモニタリングする部会を設置している)がうまく機能するしかけが必要と感じる	障害児通所支援
職員同士が虐待にあたるのではと思う時に、互いに注意しづらいケースがある。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
自傷、他害行為の激しいご利用者や、不適切行為を行った場合の、虐待に配慮した適切な止め方、注意の仕方などの具体的な支援方法の研修があれば。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
退職や異動で、支援のスキルが層として上がらない	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
マニュアルに沿って研修実施を行っているが、近年の具体的な事例(他の事業所で発生した)ものの共有などが少ない。	障害児通所支援
合理的配慮の不提供があった場合どのように対応をしていくか、権利擁護(アドボカシー)の視点の重要性について	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
虐待防止に向けた教育、研修については、倫理教育に重きを置いて取り組んでいます。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
働き手に過度に負担をかけない事が大事と考えている。	障害福祉サービス(訪問系)
研修のための時間が取りにくい	障害者支援施設
常勤、非常勤、ドライバー等、職種や雇用形態に関係なく、子ども達に関わる全てのスタッフに虐待に関する知識、情報共有をどのように行えば、共通認識として全員が意識を持てるのか、持つことが課題です。	障害児通所支援
外部研修を予定しているが、日程が合わない。利用者の通所時間の研修では職員全員が参加できない。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
虐待についての研修を受け各職員が、虐待についての知識を深める必要がある。 職員で虐待についての知識にかなりの差がある。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者本人が虐待を訴えるケースが少ない中で、職員自身がこれは虐待に繋がるとは思っていないか…と、日々の支援の中で自身の行動をフラットに職員間で意見交換できる機会をどのように設定するのが課題と思われる。「虐待」という言葉に引っかかり、職員自身が自分の行動を冷静に振り返る機会が減ってしまうのではないかと危惧される。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
ヘルパーに対しての乱暴な話し方や態度を病気なのか嫌がらせなのか個人攻撃なのかのライン決めが難しい	障害福祉サービス(訪問系)
特に子供の場合、実際にどの程度を虐待として通報するか。他事業所からの情報をどの程度関係機関に提供するか判断が難しい。(特に兄弟児がいる場合)	障害福祉サービス(相談系)
虐待について利用者にもいっしょに受けもらえるような研修が必要と考えている。	障害福祉サービス(相談系)
職員不足に伴う支援資質の低下。	障害者支援施設
虐待に関する知識の更新が、日々の業務の中では難しい部分がある。	障害児通所支援

<p>健常者があれこれ言うよりも当事者に研修会を開いてもらうことが一番いいのですが、虐待の被害者になりやすい知的障害当事者さんにどうやって研修会に参加してもらおうか難しいなと感じています。</p> <p>過去に、強度行動障害のある知的障害当事者さんの支援にあたったときに、事業所の方で研修を行わず、経験値や知識の無い介護従事者の判断で介助にあたっていました。</p> <p>外部の研修会に参加して、その状況がすでに虐待に当たるということを理解しました。</p> <p>もう一つは知的障害当事者さんとの密室(一人暮らし)での介助ということもあり、問題が表面化しにくい部分があるので、それをどうやって表面化させていけるのか。</p> <p>今のところは、研修会や啓発のアナウンスを重ねて当たり前の権利擁護の意識を高めていくことが大事だと感じています。</p> <p>と同時に、時代が変わるにつれて、それぞれの世代で学習を怠らず、障害当事者と健常者が共に世代ごとの意識を高めあっていくことも大事だと痛感しました。</p>	障害福祉サービス(訪問系)
<p>指導する際保護者から個室対応はしないで欲しいと言われているが、個人情報保護の観点からいかになものかと考えている</p>	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
<p>お互いが遠慮して気になることを言えない状況があるのではないかと感じる。</p>	障害児通所支援
<p>研修に参加できる職員が少ない</p>	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
<p>研修に参加できる職員が少ない。</p>	障害福祉サービス(相談系)
<p>支援員が虐待に対する意識が低い。熱心に支援してくれているが、第三者から見ると虐待と誤解される時がある。例えば、利用者に善悪を理解してもらう為に厳しく注意すると高圧的に聞こえたり、突発的に暴れる利用者を安全の為、制止させる支援が虐待と誤解される事がある。</p>	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
<p>世話人の虐待防止に対する意識が低い。またホームが複数ある為、支援上の死角が多いので現状把握が難しいのが課題。</p>	障害福祉サービス(グループホーム)
<p>研修に参加できる職員が少ない 不適切行為の改善ができていない(同性介護など)</p>	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
<p>訪問系の事業所は、契約者と1対1の場面が多いため、虐待と意識せずに行っているも他者の目に触れることがないため、気がかりです。</p>	障害福祉サービス(訪問系)
<p>サービス提供時間外に時間を確保することが困難なため、全ての職員が研修に参加できない。</p>	障害児通所支援
<p>相談業務の中で関わっている事業所の気になるケースがあれば、市へ相談するようにしている。そのケースがどのような形で事業所に伝わっているのか、解決に向かっているのかが見えにくい。</p>	障害福祉サービス(相談系)
<p>虐待防止の啓発について、身体的な虐待の認識以上に、言葉による虐待(こんな声掛けも虐待に当たる)と言う認識を持つ。職場内に考えをどう浸透させるかが課題となる。</p>	障害福祉サービス(通所・短期入所系)

(コメント)

事業所内における職員間の意識のバラつきや、研修の実施体制、職員の勤務環境等、様々な課題が挙げられています。

虐待防止委員会や虐待防止研修等の場において、積極的にご検討をいただければと存じます。

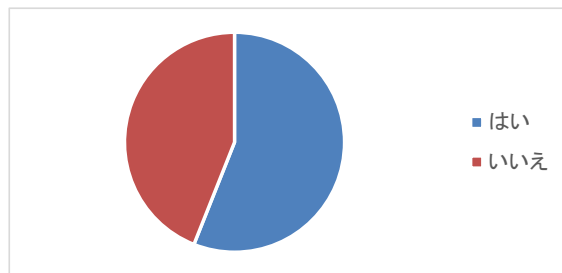
不明な点は市にお問い合わせいただくほか、厚生労働省の障害者虐待の防止と対応の手引き等も参考にしてください。

【身体拘束等の適正化について】

19. 身体拘束等適正化検討委員会

身体拘束等適正化検討委員会を設置していますか。

回答	件数	構成比
はい	93	55.4%
いいえ	73	43.5%
無回答	2	1.2%
合計	168	100.0%



(コメント)

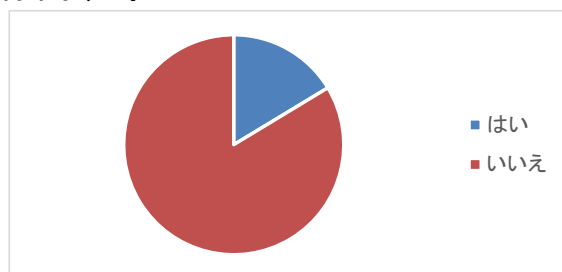
令和4年度以降は、相談系サービスを除き、身体拘束等適正化検討委員会の設置が義務化されています。

身体拘束等適正化検討委員会を定期的に(少なくとも1年に1回以上)開催していない場合、令和5年4月から「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となりますので、ご留意下さい。

20. 身体拘束等適正化検討委員会の構成員

身体拘束等適正化検討委員会の構成員に、職員以外の者も含まれますか。

回答	件数	構成比
はい	25	14.9%
いいえ	128	76.2%
無回答	15	8.9%
合計	168	100.0%



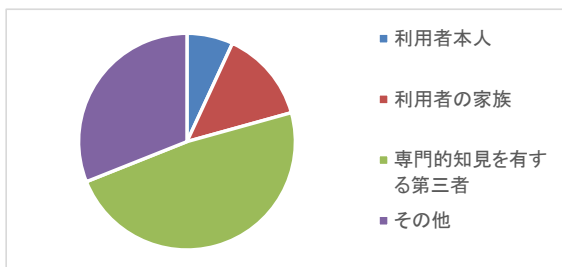
(コメント)

身体拘束等適正化検討委員会の構成員には、第三者や専門家を活用することが望ましいです。医師や看護職員等の活用も考えられます。

21. 身体拘束等適正化検討委員会の構成員(職員以外)

(はいの場合)職員以外の構成員を選択してください(複数回答可)。

回答	件数	構成比
利用者本人	2	1.2%
利用者の家族	4	2.4%
専門的知見を有する第三者	14	8.3%
その他	9	5.4%
無回答	143	85.1%
合計	172	-



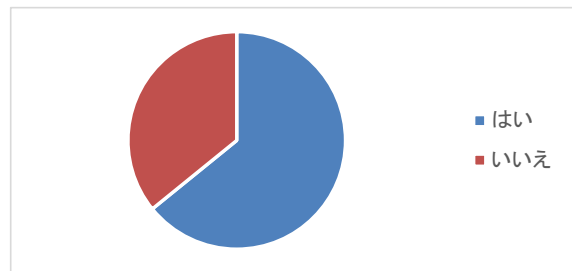
※「その他」の例

第三者委員、職員の親族、元利用者の保護者、元学校教諭、重症心身障がい児の親

22. 身体拘束等適正化のための指針

身体拘束等適正化のための指針を作成していますか。

回答	件数	構成比
はい	102	60.7%
いいえ	57	33.9%
無回答	9	5.4%
合計	168	100.0%



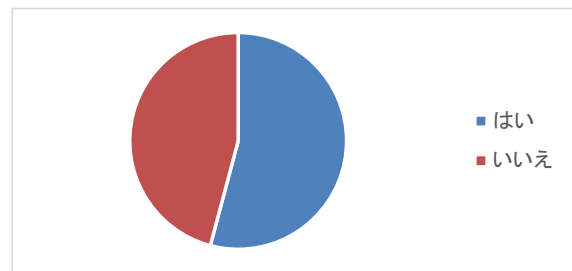
(コメント)

令和4年度以降は、相談系サービスを除き、身体拘束等適正化のための指針の作成が義務化されています。
身体拘束等適正化のための指針の整備を行っていない場合、令和5年4月から「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となりますので、ご留意下さい。

23. 身体拘束等適正化研修(事業所内)

身体拘束等適正化研修(事業所内)を実施していますか。

回答	件数	構成比
はい	85	50.6%
いいえ	72	42.9%
無回答	11	6.5%
合計	168	100.0%



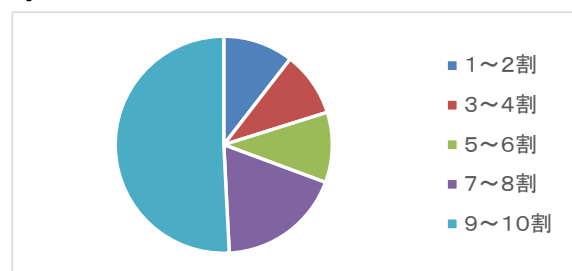
(コメント)

令和4年度以降は、相談系サービスを除き、身体拘束等の適正化のための研修の実施が義務化されています。
 虐待防止研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等適正化研修とみなして差し支えありません。
 また、研修の実施内容について記録することが必要です。
身体拘束等適正化のための研修を定期的に(1年に1回以上、及び新規採用時)行っていない場合、令和5年4月から「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となりますので、ご留意下さい。

24. 事業所内研修の参加者の割合

事業所内研修の、全職員における参加者の割合を教えてください。

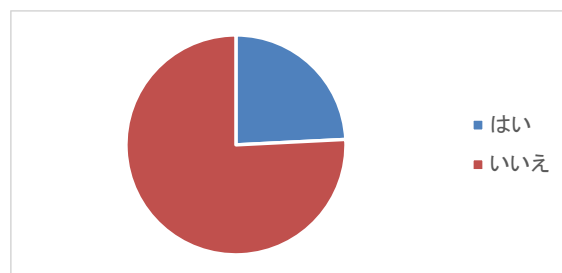
回答	件数	構成比
1～2割	13	7.7%
3～4割	12	7.1%
5～6割	13	7.7%
7～8割	23	13.7%
9～10割	63	37.5%
無回答	44	26.2%
合計	168	100.0%



25. 身体拘束等適正化研修(外部)

身体拘束等適正化研修(外部)に参加していますか。

回答	件数	構成比
はい	38	22.6%
いいえ	119	70.8%
無回答	11	6.5%
合計	168	100.0%



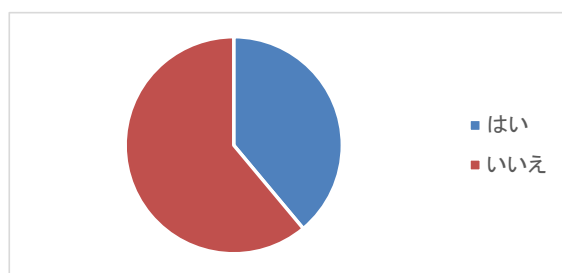
(コメント)

外部機関が実施する研修に参加することにより、事業所内で行っている支援が妥当であるか改めて振り返る機会ともなりますので、積極的に参加いただくことが望ましいです。

26. 外部研修の共有

外部研修で学んだ内容を、他の職員と共有していますか。

回答	件数	構成比
はい	51	30.4%
いいえ	80	47.6%
無回答	37	22.0%
合計	168	100.0%



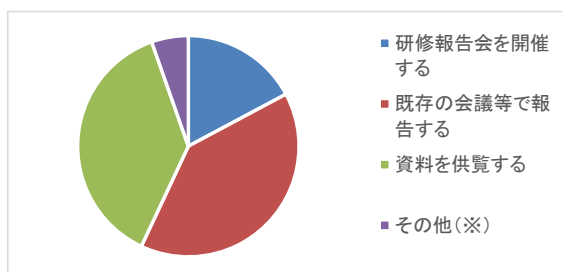
(コメント)

外部研修の参加が一部の職員のみとなる場合、その内容を他の職員とも共有していただく様をお願いします。

27. 外部研修の共有方法

他の職員との共有方法は次のうちどれに当てはまりますか。

回答	件数	構成比
研修報告会を開催する	16	9.5%
既存の会議等で報告する	37	22.0%
資料を供覧する	35	20.8%
その他(※)	5	3.0%
無回答	75	44.6%
合計	168	100.0%



※「その他」の例

虐待防止研修の内容を共有する

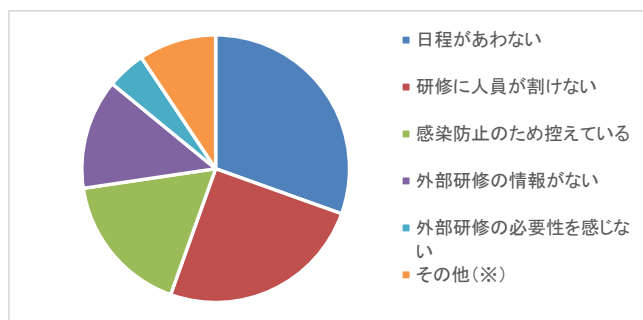
(コメント)

研修資料の供覧だけでなく、実際に研修報告の機会を設けていただくことで、より効果的に研修内容の共有ができると考えられます。

28. 外部研修に参加しない理由

外部研修に参加しない理由はありますか。

回答	件数	構成比
日程があわない	39	23.2%
研修に人員が割けない	32	19.0%
研修費用がかさむ	0	0.0%
感染防止のため控えている	22	13.1%
外部研修の情報がない	17	10.1%
外部研修の必要性を感じない	6	3.6%
その他(※)	12	7.1%
無回答	40	23.8%
合計	168	100.0%



※「その他」の例

拘束を必要とする事がない

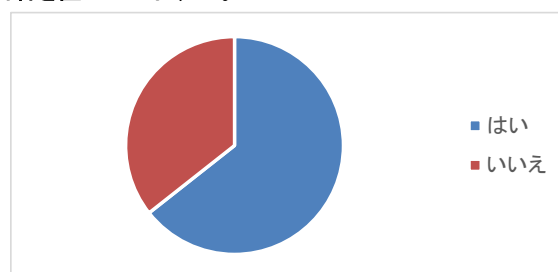
(コメント)

感染症の拡大期においては、Web研修等の活用もご検討下さい。

29. 身体拘束等適正化担当者

身体拘束等適正化のための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。

回答	件数	構成比
はい	103	61.3%
いいえ	57	33.9%
無回答	8	4.8%
合計	168	100.0%



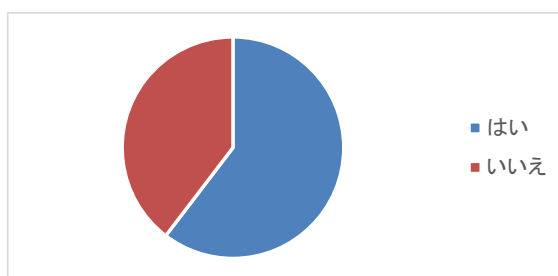
(コメント)

身体拘束等適正化担当者の設置は、運営基準上では義務とされていませんが、身体拘束等適正化対応策を担当する者を決めておくことが望ましいです。

30. 身体拘束等適正化マニュアル

身体拘束等適正化マニュアルを策定していますか。

回答	件数	構成比
はい	96	57.1%
いいえ	63	37.5%
無回答	9	5.4%
合計	168	100.0%



(コメント)

身体拘束等適正化マニュアルの作成は運営基準上は義務ではありませんが、事業所における身体拘束等適正化の取り組みや、緊急やむを得ない状況が発生した場合の対応方法が、全ての職員に周知され共有されていることが望まれます。

31. 判断に迷った事例(身体拘束)

身体拘束等適正化検討委員会で検討した中で、判断に迷ったような事例があれば教えてください。

内容	サービス種別
制止を行う場面や考え方の統一について	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
車椅子ベルトは拘束か、安全保持かの境	障害福祉サービス(訪問系)
どこまでが身体拘束にあたるのか	障害児通所支援
身体接触(行動制止)の事案について	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
行動障害のある利用者さんが、他害した時の止め方。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
相談支援は設置は必要ないと聞いたので、設置しないことで考えている。	障害福祉サービス(相談系)
虐待防止委員会との違いで迷う。一緒に考えてしまうことが多い。	障害者支援施設
寝たきりで、ほとんど自分で動くことができない方のベッド柵は身体拘束にあたるのか 個室の施錠は拘束と捉えているが、強度行動障がいの利用者が複数で過ごしている部屋の施錠は拘束にあたるのか 車椅子等への移乗の際に腕が脱力して広がったり落ちたりして支援者が支えきれない利用者の腕を怪我防止のためにアームバンドで止める事は拘束にあたるのか	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者同士のトラブル時、面談室等個室は密室になる為いかに対応すべきか。現状ドアを解放した状態で面談している。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者がパニック状態になり、他傷行為になった時の止め方や接し方が困難。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者がホーム内でパニックや暴れた時の対応が非常に困難。また世話人自身も利用者の他傷行為によりケガをしてしまう事もある。	障害福祉サービス(グループホーム)
衝動性、多動性が強いお子さんの危険な行動を制止することは身体拘束にあたるのか?	障害児通所支援

(コメント)

安全のための行動抑制の判断に苦慮されているケースが多く報告されました。

身体拘束を行う際の判断として、①切迫性、②非代替性、③一時性を慎重に検討いただく必要があります。

また、緊急やむを得ない場合の対応を現場の個人的な判断に委ねることの無いよう、組織的に対応方針を決定し、個別支援計画に記載する等により職員間に共有いただくことが重要です。

32. 身体拘束適正化にあたっての課題

身体拘束適正化に取り組むにあたり、課題に思っていることがあれば自由に記載して下さい。

内容	サービス種別
体幹を支える目的で使用している車いすなどのベルトは身体拘束にあたるのか?	障害者支援施設
身体拘束を行わないことの是非。	障害者支援施設
身体拘束等適正化のための指針は作成していますが、身体拘束等適正化マニュアルは作成していませんが必要なのではないでしょうか。虐待防止の研修はありますが、身体拘束適正化の研修はきいたことがありません。虐待防止の研修に含まれていると考えてはダメなのではないでしょうか。Q&Aを出してもらえるとわかりやすいです。	障害福祉サービス(相談系)
虐待防止委員会の中で議論することとしているので、これに特化して実施するものではないこと。	障害児通所支援
コロナ禍で陽性になられたご利用者が移動されることで感染拡大が懸念される時は、ある程度の身体拘束が行われるのではないかと思います。ガイドラインを作成したほうが良いか、臨機応変になるのが、課題ではないでしょうか。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
当該事業部内において身体拘束事案は少ないことから、実事例を基にした事例検討なども全社員研修の中で取り扱うかどうか、継続して検討予定	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者本人の意思確認が不明瞭なため、どこまでか身体拘束に、当たるのかわからないところがある	障害福祉サービス(訪問系)

職員個々の対応がばらばらに感じる。研修不足で虐待と思わずに身体拘束してしまっている可能性がある。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
判断に迷う場合の指針をどのように設定するのが課題と思われる。また、適正と判断する側が職員のみになってしまうと、公平性が担保されないと思われる。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
先日、研修を受けさせて頂いたので、まとめてマニュアルを作成したいと思います。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
「身体拘束適正化」の設問全体として。身体拘束委員会という名称はないものの、虐待防止委員会の中で身体拘束等の事案も話し合っているという状況です。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
身体拘束適正化検討委員会の設置の必要がないと聞いたので置かないが、何か必要なことがあれば教えてほしい。	障害福祉サービス(相談系)
感染症に罹患したときの対応など(特にコロナウイルス感染者の隔離対応)	障害者支援施設
強度行動障害の当事者さんの支援に当たった際に、強度行動が出た後にしっかりとクールダウンするための知識と環境が必要だと考えます。たまたま外部の事業所に良い人がいましたが、そう言った人が身近にいない場合は自らが研修会に参加したりして学ばなければならないと思います。	障害福祉サービス(訪問系)
「判断に迷った事例」に加えご家族や支援者等の考え方が違う為、それぞれの意見を聞き個別対応しなければならない。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
衣類、車いすのベルト、ベッド柵など複数の拘束を行っている方の記録が場面ごとに行うととても多い 重症の利用者の意志がわからず、行動制限になっているか不明のため、拘束にあたるのかわからない	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者がパニック状態になり、他傷行為になった時の止め方や接し方。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
利用者がホーム内でパニックや暴れた時の対応をどう支援すればいいのか？が課題。	障害福祉サービス(グループホーム)
重症の利用者の意思がわからず、行動制限になっているか不明のため拘束に当たるかわからない	障害福祉サービス(通所・短期入所系)
身体拘束の記録として、車いす利用時のベルトを使用した時間(=車いすに乗っている時間)等を記録しているが、これが本来の意味での身体拘束の予防につながるとは考えにくい。	障害福祉サービス(訪問系)
事故防止を目的とし(飛び出し、扉の開閉により挟まれる等)一部のクラスでは活動室を施錠しているが、無施錠でも安全に活動を実施できる方法を模索する必要がある。	障害児通所支援
身体拘束の記録として、車いす利用時のベルトを使用した時間(=車いすに乗っている時間)等を記録しているが、これが真の意味での身体拘束の予防につながるとは考えにくい。	障害福祉サービス(通所・短期入所系)

(コメント)
判断に迷った事例でも挙げられているとおり、身体拘束等にかかる課題は多岐にわたります。
身体拘束適正化検討委員会での検討や身体拘束等適正化のための研修に加えて、職員が行動障害に係る研修を受講することにより、行動障害のある利用者に対する支援スキルの向上を図っていただくことも効果的であると考えられます。